

H. 22. 8. 12年金局

市区町村が把握している 行方不明高齢者への対応について

現在、各地方公共団体において、主として100歳以上の高齢者について安否の確認が行われており、報道によれば相当数の高齢者が行方不明の状態になっている。この行方不明者の中には、年金受給権者も含まれていると想定されることから、当面、以下の対応を行うこととする。

※ 日本年金機構あて通知「市区町村が把握している行方不明高齢者への対応について」を発出済み（8月12日）。

- (1) 本年8月13日（金）までに市区町村が行方不明であることを確認した高齢者の情報（氏名、性別、生年月日、住所等）について、できるだけ速やかに（可能であれば8月20日（金）までに）市区町村から当該市区町村の区域を管轄する年金事務所に提供してもらうよう依頼する。

※ 市区町村に対して情報提供の依頼を行うよう、地方厚生局あて通知「市区町村が確認している行方不明高齢者の把握等について」を発出済み（8月12日）。

- (2) 市区町村から情報提供された行方不明者が年金受給権者である場合は、当該年金受給権者に対し、2週間の提出期限を定めて、日本年金機構から「当該受給権者の生存の事実について確認できる書類」（現況申告書）の提出を求める。

※ 国民年金法施行規則第18条第3項、同条第4項等

※ 地方公共団体から情報提供された行方不明者が、国民年金法施行規則第18条の2等に基づき現況届の提出を求めている者である場合は、ただちに（4）の国民年金法第107条第1項に基づく調査を行う。

(3) 受給権者から期限までに上記(2)の書類が提出されない場合等は、年金の支払を一時差し止める。

※国民年金法第73条、第105条第3項、国民年金法施行規則第69条等

(4) 受給権者から期限までに上記(2)の書類が提出された場合は、真正な申告でない可能性もあることから、地方厚生(支)局長の認可を受けて日本年金機構の職員が当該受給者の住所地を訪問して本人に面会を求め、生存の事実の調査を行う。この調査に対して、命令に従わず、又は質問に応じなかったときは、年金の支給を停止する。

※国民年金法第72条第1項第1号、第107条第1項等

(5) 上記(3)又は(4)により年金の支払を一時差し止め、又は支給停止した場合については、事実関係をさらに確認の上、受給権の失権処理を行うとともに、死亡後に支給された年金の返納を求める。

(6) 既に報道を受けて日本年金機構の職員が受給権者の住所地を訪問した行方不明事案及び110歳以上の年金受給者の緊急安否確認を行った行方不明事案については、(1)を省略し、ただちに(2)以下の対応を行う。